

総合計画政策評価事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総合計画政策評価要綱に基づく政策評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(政策評価の手順)

第2条 政策評価は、次の各号に掲げる手順で実施するものとする。

(1) 行政活動目標等の設定

「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」(以下「総合計画」という。)の「第5章 重点的な施策・取組(実施計画編)」の「施策の内容」として示した主な取組(以下「主な取組」という。)を主管する課の長は、主な取組を実施する年度の予算、人員等を踏まえ、県が達成すべき数値目標として行政活動目標及び補助指標(以下「行政活動目標等」という。)を設定した上で、当該主な取組の上位にある施策を主管する課に行政活動目標等一覧(様式1-1)及び事業整理票(様式1-2)を提出する。

施策を主管する課の長は、当該施策を構成する主な取組における行政活動目標等を取りまとめ、行政活動目標等一覧(様式1-1)及び事業整理票(様式1-2)を総合企画部政策企画課(以下「政策企画課」という。)に提出する。

(2) 評価の実施

総合計画に掲げた主な取組を主管する課の長は、主な取組を実施する年度が終了した後に、総合計画政策評価帳票(様式2)に、主な取組に係る評価等を記入し、当該主な取組の上位にある施策を主管する課に提出する。

施策を主管する課の長は、提出のあった主な取組に係る評価等を踏まえ、施策全体の評価等を調整の上、総合計画政策評価帳票(様式2)を作成し、政策企画課に提出する。

(3) 施策を主管する課の長による調整等

施策を主管する課の長は、当該施策を構成する主な取組を主管する課の長が、行政活動目標等の設定又は評価を実施する場合には、必要な調整等を行う。

(4) 評価の結果の公表方法

評価の結果は、インターネットの千葉県ホームページへの掲載等により公表する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。